

第22回津南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年4月25日					
招集の場所	津南町役場 大会議室					
開閉会日時	開会	令和7年4月25日		9時00分		
	閉会	令和7年4月25日		11時00分		
出席委員並びに 欠席委員	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
	1	藤木 正光	出	10	大平 勝則	出
	2	中山 國廣	出	11	滝沢 芳則	出
	3	河田 千春	出	12	本山 和美	出
	4	樋口 則郎	出	13	中村 敬二	出
	5	藤木 巖	出	14	桑原 京子	出
	6	桑原 幸枝	出	15	涌井 益夫	出
	7	清水 茂實	出	16	藤ノ木 孝	出
	8	渡邊 修	出	17	半戸 敬行	出
	9	板場 勇司	出	18	藤ノ木 稔	出
議事録署名委員	13	中村 敬二		14	桑原 京子	
職務のために出 席した者の氏名	事務局長	小島 孝之		主事	瀧沢 美咲	
説明のために出 席した者の氏名						
書 記	瀧沢 美咲					
議事日程	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

第22回 津南町農業委員会総会議事日程

令和7年4月15日 告示

令和7年4月25日 開会

日程第1 議事録署名委員の指名について

番

番

日程第2 報告第1号 会長報告

日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

日程第6 議案第3号 農地法の適用を受けない事実確認願取扱要領について

## 会議経過（令和7年4月25日）

### 【開会宣言】

会長

本日の欠席は、推進委員の1番 藤ノ木良一委員、5番 飯吉友恵委員です。  
定足数に達しておりますので、これより第22回津南町農業委員会総会を開会します。

### 日程第1 会議録署名委員の選出について

会長

会議録署名委員の指名を行います。議長の指名による選出とさせていただきますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会長

本日の会議録署名委員に、13番 中村敬二委員と14番 桑原京子委員の両委員を指名いたします。

### 日程第2 報告第1号 会長報告について

会長

今月は報告ありません。

### 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会長

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

(質問なし)

#### 日程第4 議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審査について

会長

議案第1号農地法の規定に基づく許可申請書の審査について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

今月の農地法の規定に基づく許可申請は、第3条許可申請が9件、第4条許可申請1件、第5条許可申請1件です。

(事務局の朗読、説明)

会長

質問や補足説明等がありますでしょうか。

桑原幸枝委員

第3条9番について、譲渡人は別の事業を営んでおり、営農規模縮小することでした。隣接した農地で耕作をしている譲受人が譲り受けることになりました。農地の場所ですが、耕作しにくい場所ですので契約内容は贈与となっております。

樋口則郎委員

第3条6番・7番・第4条1番について、7番の譲受人が空き家になった住宅を今年の2月に取得し、住宅敷地とあわせて隣接する当該農地を取得するものです。よろしく願いいたします。

藤木巖委員

第3条8番について、以前は譲受人とは別の方が耕作をしていましたが、今回譲受人が買うことになりました。よろしく願いいたします。

板場勇司委員

第5条について、追認申請ですが駐車場敷地となったのはいつ頃でしょうか？

事務局

譲渡人が農業委員会に確認したところ転用申請を失念していたことが発覚しました。転用の時期ですが譲受人の父が転用しましたので明確な時期は不明です。

追認申請を少なくしていくために、農地パトロール等担当地区を気にしながら活動をしていただけると助かります。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、原案のとおり許可を決定いたしました。

## 日程第5 議案第2号 農用地利用集積等促進計画書案の意見聴取について

会長

議案第2号農用地利用集積等促進計画書案の意見聴取について、事務局の朗読及び説明をお願いします。

事務局

津南町長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により意見を求めます。

今回は新規2件です。

(農用地利用集積等促進計画書案の内容を朗読、説明)

会長

只今の事務局の説明及び朗読の内容について、委員の方からの補足説明、意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

(意見、質問なし)

会長

意見なしということで津南町へ報告いたします。

## 日程第6 議案第3号 農地法の適用を受けない事実確認願取扱要領について

事務局

3月25日企画会議で農地法の適用を受けない事実確認願取扱要領について検討いたしました。

内容については清水委員より説明していただきます。

(清水委員の朗読、説明)

会長

只今の清水委員の説明及び朗読の内容について、委員の方から意見、質疑等ありましたらお願いいたします。

板場勇司委員

4 現地確認についてですが、「以上」は事務局だけではなく、委員・推進委員にもかかっていますか。また9 関係機関への通知についてですが、「土地改良区等」と表記されているのはなぜですか。

清水茂實委員

委員3名以上、推進委員1名以上、事務局1名以上となります。

また「土地改良区等」と表記いたしましたのは「土地改良区」のみと表記してまいりますとその他利害関係のある所への通知は不要と捉えてしまうところから余地を残すためにこのように表記いたしました。

藤木正光委員

現地確認は地区担当委員ではなくてもいいとの説明がありましたが、なぜ非農地化してしまったのかわかる地区担当委員が行ったほうがいいのではないのでしょうか。また地区担当委員が把握をしておいたほうがいいと思います。

人数が増えてしまうと日程調整等も大変になると思います。

清水茂實委員

今までは非農地申請があり、現地確認の日程調整をするという流れでした。ですが、これからは現地確認を輪番制にし、所有者等から毎月10日前後までに事務局へ申請をしていただき、その月の総会時に当番同士で日程調整をして現地調査をする予定です。非農地申請が出てくる地区は決まってしまうので、全体で非農地はこういうものだという認識を共有したほうがいいためこのような形を提案させていただきました。

大平勝則委員

農振法や土地改良法なども関係してくると思います。

清水茂實委員

別の法律になりますので、関係機関や担当職員と連携を取りながら申請手続きをして行く必要があります。

半戸敬行委員

4 現地確認についてですが、地区担当推進委員とあるが地区担当という表記は外したほうがいいのではないのでしょうか。

清水茂實委員

そうですね。修正します。

板場勇司委員

様式1の2. 農地法の適用を受けない事実の内容(1)について農地転用許可不要とあるが主にどんなものがあるのか参考で教えてください。

清水茂實委員

農地法の施行規則にあります。例えば農地法施行規則第29条があります。その他あまり申請はないとは思いますが当てはまるものを記入していただけたらと思います。

会長

他に質問等がありますでしょうか。無ければ採決をいたします。

原案のとおり議決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、議決いたしました。

**【閉会宣言】**

会長

本日の議事は全て終了しました。

以上で、津南町農業委員会第22回総会を閉会します。

以上の会議経過は書記が記したものであるが、その内容が事実と相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

津南町農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員